

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第51号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成25年9月18日 08時30分ごろ
発生場所	愛媛県四国中央市三島川之江港 三島川之江港金子防波堤北灯台から真方位115° 1,680m付近 （概位 北緯33° 59.8′ 東経133° 33.0′）
事故等調査の経過	平成26年3月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第三共栄丸 ^{きょうえい} 、498トン 140789、共栄運輸株式会社（船舶所有者）、山下汽船株式会社（運航管理会社）
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船尾部外板に凹損 岸壁 擦過傷
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、チップ約1,500tを積載し、船首約2.50m、船尾約4.00mの喫水により、三島川之江港において、船長が入港配置を令して船橋で操舵して操船に当たり、一等航海士及び二等航海士が船首配置に、機関長及び一等機関士が船尾配置にそれぞれ就いた。 船長は、三島川之江港の村松岸壁1号（以下「本件岸壁」という。）に出船右舷着けとする操船中、機関、舵及びバウスラスターにより、左回頭して本件岸壁と平行になる頃、左舷船尾からの川の流れ及び南西寄りの突風を受けて圧流され、バウスラスターを停止して舵を中央に戻したが、平成25年9月18日08時30分ごろ右舷船尾部が本件岸壁に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮時
その他の事項	本件岸壁は、四国中央市の赤之井川河口から北西方約300mの所に位置していた。 船長は、船長職に就いて20年以上であり、本件岸壁への着岸経験も豊富であった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与	あり なし

気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり 本船は、三島川之江港の本件岸壁に着岸作業中、左舷船尾からの川の流れ及び左舷側からの風により、圧流されたことから、右舷船尾部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、三島川之江港の本件岸壁に着岸作業中、左舷船尾からの川の流れ及び左舷側からの風により、圧流されたため、右舷船尾部が本件岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 河口に接続する水域では、川の流れによる影響に注意すること。